○総務省告示第三百八十二号

無線局運用規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号）第百四十条の規定に基づき、平成二十年総務省告示第八号（本邦外に在住する日本人向けの広報を送信する無線局の運用に関する件）の一部を次のように改正する。

令和七年十一月二十七日

総務大臣　林　芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
一　本邦外に在住する日本人向けの広報を送信する無線局の名称、呼出名称、使用電波の型式及び周波数並びに送信時刻	一　［同上］

改正後

無線局の名称	呼出名称	電波の型式及び周波数（kHz）	送信時刻（中央標準時による。）
しおかぜ	しおかぜ	Ａ三Ｅ　五、九五五 Ａ三Ｅ　六、一三五 Ａ三Ｅ　六、一六五 Ａ三Ｅ　六、一八〇 Ａ三Ｅ　七、三七五	午前一時から午前二時まで
		Ａ三Ｅ　六、〇六五 Ａ三Ｅ　六、一七〇 Ａ三Ｅ　六、一八五 Ａ三Ｅ　七、四二五 Ａ三Ｅ　七、四三〇	午前四時五十分から午前五時五十分まで
		Ａ三Ｅ　五、九三五 Ａ三Ｅ　五、九八五 Ａ三Ｅ　六、〇八五 Ａ三Ｅ　七、三〇五 Ａ三Ｅ　七、三三五	午後十時から午後十一時まで
		Ａ三Ｅ　五、九八五 Ａ三Ｅ　六、〇四五 Ａ三Ｅ　六、〇九五 Ａ三Ｅ　六、一三五 Ａ三Ｅ　七、三二五	午後十一時五分から午後十一時三十五分まで

改正前

一　［同上］

無線局の名称	呼出名称	電波の型式及び周波数（kHz）	送信時刻（中央標準時による。）
しおかぜ	しおかぜ	Ａ三Ｅ　五、九二〇 Ａ三Ｅ　五、九三五 Ａ三Ｅ　六、〇三五 Ａ三Ｅ　六、一六五	午前〇時五十五分から午前一時五十五分まで
		Ａ三Ｅ　五、九五五 Ａ三Ｅ　五、九八〇 Ａ三Ｅ　六、〇七〇 Ａ三Ｅ　六、〇九〇 Ａ三Ｅ　七、三二〇	午前二時五分から午前三時五分まで
		Ａ三Ｅ　五、九六五 Ａ三Ｅ　六、〇三五 Ａ三Ｅ　六、一五〇 Ａ三Ｅ　六、一七五 Ａ三Ｅ　七、四二〇	午前四時五十分から午前五時五十分まで
		Ａ三Ｅ　五、九二〇 Ａ三Ｅ　五、九六五 Ａ三Ｅ　六、〇四〇 Ａ三Ｅ　六、〇九〇 Ａ三Ｅ　六、一六五	午後十時から午後十一時まで
		Ａ三Ｅ　五、九三五 Ａ三Ｅ　五、九八〇 Ａ三Ｅ　六、〇九〇 Ａ三Ｅ　六、一四五 Ａ三Ｅ　七、二九五	午後十一時五分から午後十一時三十五分まで

［二　同上］

［二　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。